

告示

埼玉県告示第四百十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和三年三月二十五日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社ライフメリット	佐々木正明	埼玉県川口市三ツ和一丁目九番地二十九号